



公共高第 138号
平成16年 6月22日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部
支 部 長 大 崎 博 澄

公立学校共済組合貸付規程高知支部
施行細則の送付について

平成16年6月8日付けで公立学校共済組合貸付規程高知支部施行細則の一部を改正しましたので、別添のとおり送付します。
なお、今回の改正の主な要点は下記のとおりです。

記

1. 貸付申込書の添付書類に関する事項（第2条関係）

特別・高額医療・出産貸付けの償還金の償還について、償還システム未構築等の理由により貸付規程第17条及び第17条の2に規程する償還ができない期間について償還金に係る誓約書を徴することとしたこと。

2. 貸付の審査決定等に関する事項（第3条関係）

出産貸付けの創設に伴い、貸付金の交付について定めることとしたこと。

3. 償還金の払込みに関する事項（第7条関係）

システム未構築等の理由により通常の払込みができない期間についての出産貸付けの払込方法を定めることとしたこと。

4. 様式の改正

「償還金に係る誓約書」（様式第4号）を新設することとしたこと。

5. そ の 他

その他所要の改正を行うものとしたこと。

6. 施 行 期 日

この改正は、平成16年6月1日から適用するものとしたこと。